

事務連絡  
令和2年7月31日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課

新型コロナウイルス感染症に伴い接種率低下が懸念される  
定期の予防接種の対象者への周知及び勧奨について（依頼）

日頃より予防接種行政の適切な運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による定期の予防接種（以下「定期接種」という。）については、引き続き着実に実施するとともに、「新型コロナウイルス感染症に伴う定期の予防接種の実施に係る周知等について」（令和2年6月8日付厚生労働省健康局健康課事務連絡）において、定期接種を控えないための情報発信も含めた適切な対応をお願いしているところです。

しかしながら、一部の自治体において、特に幼児期以降の予防接種について、本年春の定期接種の接種者数の減少が明らかになっていることを踏まえ、対象者が接種の機会を逸することのないよう、管内市町村において、下記の対応を含め、適切な対応をとっていただくよう周知をお願いいたします。

## 記

- 1 各予防接種の月次の接種者数を昨年と比較する等により、外出自粛要請等による影響を把握し、予防接種ごとに必要な対応を検討すること。
- 2 幼児期以降の予防接種において特に接種者数の減少が懸念されるとともに、麻疹及び風しんの定期接種については接種率を高く保つことが肝要であることから、接種者数の減少がみられた自治体（接種者数が不明の自治体を含む。）では、次のような対策を積極的に実施すること。なお、別添のとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課に対しても協力を依頼している。

(1)麻疹及び風しんの定期接種（第2期）の対象者について、関係機関と連携して、保育所・幼稚園を通じた情報提供等により効果的な接種の勧奨を図るとともに、教育関係部局と連携して、就学時健康診断等における接種歴の確認及び接種勧奨を丁寧に行うこと。

(2) 麻疹及び風疹の定期接種(第2期)の今年3月の接種者数が例年より少なかった自治体においては、接種の機会を逸した者が多いと考えられることから、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う定期の予防接種の実施に係る対応について」(令和2年3月19日付厚生労働省健康局健康課事務連絡)の2に示した特例を積極的に活用し、接種機会を逸した者の接種機会を確保するとともに、予防接種台帳の活用や、教育関係部局との連携等により効果的な情報提供や接種勧奨を行うこと。